

# 青森県報

号外第三十五号

令和五年  
三月三十一日  
(金曜日)

## 目次

### 公安委員会

- 青森県公安委員会公文書管理規則の一部を改正する規則… (総務課) …一
- 青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則… (警務課) …一
- 青森県道路交通規則の一部を改正する規則… (交通企画課) …二
- 青森県個人情報保護条例第三十九条の規定により青森県警察本部長が定める法人の廃止… (総務課) …五

## 公安委員会

青森県公安委員会公文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

青森県公安委員会委員長 野呂知子

### 青森県公安委員会規則第三号

青森県公安委員会公文書管理規則の一部を改正する規則

青森県公安委員会公文書管理規則(平成二十六年三月青森県公安委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(利用)

第二十一条 特定歴史公文書の利用については、情報公開条例並びに個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)及び青森県個人情報保護に関する条例(令和五年三月青森県条例第三号)の定めるところによる。

(利用)

第二十一条 特定歴史公文書の利用については、情報公開条例及び青森県個人情報保護条例(平成十年十二月青森県条例第五十七号)の定めるところによる。

### 附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

青森県公安委員会委員長 野呂知子

### 青森県公安委員会規則第四号

青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則

青森県警察職員の定員配置規則(昭和二十九年七月青森県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

青森県警察職員定員表

区分 本部、署名	警 視	警 部	警部補	巡 査 部 長	巡 査	小 計	一 般 職 員	合 計
県 警 察 本 部	66	107	336	260	64	833	248	1,081
青 森 警 察 署	4	11	65	91	134	305	20	325
青 森 南 警 察 署	1	4	7	6	12	30	2	32
外 ヶ 浜 警 察 署	1	1	7	7	9	25	2	27
大 間 警 察 署	1	1	6	6	8	22	2	24
む つ 警 察 署	2	6	15	22	33	78	8	86
野 辺 地 警 察 署	1	5	11	5	17	39	3	42
弘 前 警 察 署	5	11	51	67	93	227	16	243
鱒 ヶ 沢 警 察 署	1	4	6	12	13	36	3	39
つ が る 警 察 署	1	4	8	10	17	40	3	43
五 所 川 原 警 察 署	2	7	20	21	44	94	6	100
黒 石 警 察 署	2	8	15	30	35	90	5	95
八 戸 警 察 署	4	10	57	79	110	260	27	287
三 戸 警 察 署	1	4	10	6	19	40	3	43
五 戸 警 察 署	1	1	6	13	7	28	2	30
十 七 和 田 警 察 署	2	6	14	21	39	82	5	87
三 七 戸 警 察 署	1	4	10	8	15	38	3	41
三 沢 警 察 署	2	6	18	20	35	81	8	89
合 計	98	200	662	684	704	2,348	366	2,714

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

青森県公安委員会規則第五号

青森県道路交通規則の一部を改正する規則

青森県道路交通規則（平成十年九月青森県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（公安委員会にする申請等の経由）</p> <p>先） 第二条 「略」</p> <p>2   前項の規定にかかわらず、法第二章の二の規定により公安委員会に提出する届出に関する書類は、法第二条第十一号の五に規定する遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所を管轄する警察署長を経由するものとする。</p> <p>3   第一項の規定にかかわらず、法第</p>	<p>（公安委員会にする申請等の経由）</p> <p>先） 第二条 「同上」</p> <p>「項を加える。」</p> <p>2   前項の規定にかかわらず、法第四</p>

<p>一般国道四十号</p> <p>青森県八戸市大字市川町字田ノ沢頭一番地三十六から青森県上北郡おいらせ町向山六十三番地六十九まで</p> <p>青森県三戸郡階上町大字道仏字大古里 岩手県境から青森県十和田市大字三本木字野崎四十番地四十五まで</p> <p>青森県三戸郡階上町大字道仏字柄貝 岩手県境から青森県八戸市大字櫛引字長平六番地二まで</p> <p>青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢六十番地七百</p>	<p>路線名</p> <p>区間</p>	<p>別表第二(第十一條の二関係)</p> <p>〔5・6 略〕</p> <p>四十五條の二第四項の規定により公安委員会に提出する高齢運転者等標章の返納に関する書類は、当該届出をする者の住所を管轄する警察署以外の警察署長を経由することができる。</p> <p>4 第一項の規定にかかわらず、法第四章の三の規定による公安委員会に対する申請及び届出に関する書類は、法第二條第十七号の二に規定する特定自動運行を行おうとする場所を管轄する警察署長を経由するものとする。</p>
<p>一般国道四十号</p> <p>青森県八戸市大字市川町字田ノ沢頭一番地三十六から青森県上北郡おいらせ町向山六十三番地六十九まで</p> <p>青森県三戸郡階上町大字道仏字大古里 岩手県境から青森県十和田市大字三本木字野崎四十番地四十五まで</p> <p>青森県三戸郡階上町大字道仏字柄貝 岩手県境から青森県八戸市大字櫛引字長平六番地二まで</p> <p>青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢六十番地七百</p>	<p>路線名</p> <p>区間</p>	<p>別表第二(第十一條の二関係)</p> <p>〔3・4 略〕</p> <p>十五條の二第四項の規定により公安委員会に提出する高齢運転者等標章の返納に関する書類は、当該届出をする者の住所を管轄する警察署以外の警察署長を経由することができる。</p> <p>〔項を加える。〕</p>

<p>一般国道八十号</p> <p>青森県青森市篠田二丁目十一番三号から</p> <p>青森県東津軽郡今別町大字今別字今別二十番地一まで</p>	<p>〔略〕</p>	<p>二十三から</p> <p>青森県上北郡七戸町字後平百五十番地二百三十八まで</p> <p>青森県青森市浪岡大字徳才子字山本百五番地五十九から</p> <p>青森県つがる市柏稲盛岡本九十七番地一まで</p> <p>青森県つがる市柏稲盛幾世百七十七番地から</p> <p>青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字北浮田町字平野百六十三番地四まで</p> <p>青森県つがる市木造越水長谷川百六十二番地四から</p> <p>青森県西津軽郡深浦町大字大間越字笥 秋田県境まで</p>
<p>〔号を加える。〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>二十三から</p> <p>青森県上北郡七戸町字附田向百三十二番地一まで</p> <p>青森県青森市浪岡大字徳才子字山本百五番地五十九から</p> <p>青森県つがる市柏稲盛岡本九十七番地一まで</p> <p>青森県つがる市柏稲盛幾世百七十七番地から</p> <p>青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字北浮田町字平野百六十三番地四まで</p> <p>青森県つがる市木造越水長谷川百六十二番地四から</p> <p>青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸三百八十四番地六まで</p>

<p>〔略〕</p> <p>青森県青森市大字新城字平岡三百九十七番地五から青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師苗代沢五番地二まで</p>	<p>〔略〕</p> <p>一般国道三百三十八号 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字上尾駮二十二番地百六十二から 青森県上北郡おいらせ町苗振谷地二十六番地六まで 青森県むつ市旭町一番十五号から 青森県上北郡六ヶ所村大字鷹架字道ノ下二十九番地二百四十三まで 青森県下北郡大間町大字大間字奥戸上道二十三番地九から 青森県下北郡佐井村大字佐井字大佐井三十七番地まで 青森県むつ市川内町砂浜八番地一から 青森県むつ市大平町三十六番一号まで 青森県五所川原市字下平井町四十二番地二から 青森県北津軽郡中泊町大字今泉字布引百一番地一まで</p>	<p>〔略〕</p> <p>一般国道三百三十九号</p>
<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p> <p>一般国道三百三十八号 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字上尾駮二十二番地百六十二から 青森県上北郡おいらせ町苗振谷地二十六番地六まで 青森県むつ市旭町一番十五号から 青森県むつ市横迎町一丁目九番十七号まで</p>	<p>〔同上〕</p> <p>一般国道三百三十九号 打字柳川二百六十六番地三まで</p>

<p>県道三沢十和田線 青森県三沢市四丁目二丁目百四十五番三百八十一号から 青森県三沢市中央町三丁目十番十七号まで 青森県三沢市大町二丁目十三番二十五号から 青森県十和田市元町東一丁目五番一号まで 青森県三沢市大町三丁目十一番三十二号から 青森県上北郡六戸町大字大落瀬字柳沢九十一番地二百五十五まで 青森県十和田市元町西二丁目一番一号から 青森県十和田市大字洞内字後野三百三十番地六まで</p>	<p>県道三沢十和田線 青森県北津軽郡中泊町大字今泉字布引百一番地一から 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平沢辺五十番地まで</p>	<p>県道今別蟹田線 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平沢辺五十番地から 青森県東津軽郡今別町大字今別字中沢百六十四番地一まで</p>
<p>〔号を加える。〕</p> <p>県道三沢十和田線 青森県三沢市四丁目二丁目百四十五番三百八十一号から 青森県三沢市中央町三丁目十番十七号まで 青森県三沢市大町二丁目十三番二十五号から 青森県十和田市元町東一丁目五番一号まで 青森県三沢市大町三丁目十一番三十二号から 青森県上北郡六戸町大字大落瀬字柳沢九十一番地二百五十五まで 青森県十和田市元町西二丁目一番一号から 青森県十和田市大字洞内字後野三百三十番地六まで</p>	<p>〔号を加える。〕</p> <p>県道大鰯浪岡線 青森県黒石市大字中川字篠村二十一番地二から 青森県青森市浪岡大字浪岡字若松三十九番地まで</p>	<p>〔号を加える。〕</p>



護条例第三十九条の規定により青森県警察本部長が定める法人は、令和五年三月三十一日限り、廃止する。

令和五年三月三十一日

青森県警察本部長 磯 丈 男

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円